

<報道発表資料>

カテゴリー: 県政一般

令和4年4月1日

県議補選

埼玉県議会議員補欠選挙（東第5区 蓮田市）について

1 補欠選挙の事由発生

令和4年4月1日、山口京子県議会議員が辞職したことに伴い、東第5区 蓮田市（定数1）において、県議会議員補欠選挙を行うべき事由が生じた。

（公職選挙法第113条第1項第5号）

2 補欠選挙を行うべき法定期間

県選挙管理委員会が、公職選挙法第111条第1項第3号に基づく県議会議長からの欠員通知を受けた日から50日以内に補欠選挙を行う。

本日（4月1日）、県議会議長からの欠員通知を受けたので、令和4年5月21日（土）までに補欠選挙を行うこととなる。

（公職選挙法第34条第1項）

3 選挙期日

選挙期日等は、4月4日（月）午前10時から開催される選挙管理委員会において決定される予定である。